

パンデミックによる 事情変更と契約の改訂

石川博康

概要

本稿は、COVID-19の大流行による重大な契約環境の変化に際し、日本法の下で契約当事者に対しいかなる法的救済が与えられているのかにつき、検討を行うものである。この点に関し、日本では、既存の個別の契約内容を修正するという方法による公的救済は行われておらず、法による他律的救済としての事情変更法理も、要件判断の厳格さ故に、その適用場面は極めて限られたものにならざるを得ない。ICCの不可抗力・ハードシップ条項などの例が示すように、事情変更に対応するための契約条項が今般のパンデミックに関しても事案に応じて適用され得るが、日本の契約実務においては、事情変更に備えて詳細な取り決めを行うという事前の対応は必ずしも十分にはなされないことが多く、契約締結後の再交渉および契約改訂合意を通じた事後的対応が、事情変更に際し重要な役割を果たしている。パンデミックに際して行われるそのような契約改訂交渉を支援する法制度としては、独禁法上の優越的地位の濫用や下請法上の禁止行為による規制が一定の機能を担っている。

キーワード

民法、契約法、事情変更法理、契約改訂、パンデミック

I. はじめに

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の世界規模での大流行は、取引実務にも極めて大きな影響を及ぼしており、工場閉鎖による生産量の激減、生産活動の停滞に伴う原材料

* 本稿は、「パンデミックと法実務」と題するジュリスト誌上の特集のために執筆された論文（ジュリスト1550号所収）に若干の加筆を行ったものである。

調達の不安定化、サプライチェーンの途絶といった、様々な混乱を引き起こしている。このような契約締結時には想定し得なかった重大な契約環境の変化に際し、既存の契約内容に従うことによって過大な不利益を被ることになる契約当事者を救済するために、いかなる国家的な施策が実施されているのか、またどのような法律上または契約上の救済が妥当し得るのかにつき、明らかにしておく必要がある。本稿では、パンデミックにより事後的に重大な不均衡が生じた契約の取扱いおよび契約当事者の救済のあり方につき、特にパンデミック下での事情変更法理の適用や契約改訂交渉をめぐる諸問題に焦点を当てつつ、検討を行うことにする。

II. COVID-19 による契約上の障害と公的支援

ここでも、以上の問題に関する検討に先立ち、COVID-19 に伴う契約上の障害によって不利益を受ける当事者に対していかなる公的支援が行われているのかにつき、確認しておく。

この点につき、諸外国では、COVID-19 により重大な影響を受ける契約自体を修正することによって当事者の救済を実現する立法が行われた例があり、例えばドイツにおいては、消費者および小規模事業者の保護を目的として、①生活・事業の基盤の維持に必要な不可欠な給付の対価に関する支払拒絶権の付与、②不動産賃料に関する支払遅延を理由とした解約告知権の排除、③ COVID-19 の流行に伴う収入の減少によって借入金の返済が期待不可能となった消費者への支払拒絶権の付与およびこれに対する解約告知権の制限、といった救済を与える旨の特別立法が成立している¹。これに対し、日本では、そのように既存の個別の契約内容を修正するという方法による公的救済は行われておらず、支払いの猶予や減免による救済は、租税や社会保険料などの公租公課や電気・ガス・電話などの公共料金の支払いに関して実施されているに過ぎない²。この点、COVID-19 による生活や事業への影響を緩和するための支援策としては各種の給付金の支給が広く行われており、中小・個人事業者に対する支援としても、事業収入が前年比で半分以下となり事業の継続が困難な事業者に対する持続化給付金や、不動産賃料による負担を軽減するための

1 Gesetz zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Zivil-, Insolvenz- und Strafverfahrensrecht (私法、倒産法および刑事訴訟法における COVID-19 パンデミックの影響を緩和する法律)。以上の法律の詳細については、芦野訓和「ドイツにおける新型コロナ大流行下での消費者・事業者の保護」NBL1170号32頁(2020年)を参照のこと。

2 公共料金の支払い猶予については、各関連省庁から公共事業者団体に対してなされた要請に基づく措置として、各事業者において実施されている。

家賃支援給付金などの支給が実施されている。このような給付金等による公的支援は、COVID-19による影響を受ける事業者等の救済を目的とするものであって、COVID-19によって重大な不均衡が生じた契約関係に介入するものではない。困窮した契約当事者の救済ではなく、事後的な不均衡が生じた契約それ自体を救済することは、私法的秩序の内部における対応に引き続き委ねられているものと観ぜられる。

Ⅲ. ICCの不可抗力・ハードシップ条項におけるパンデミック

1. 不可抗力・ハードシップに関するICCのモデル条項とその改訂

契約締結時には予測困難な契約上の障害に対処するための当事者による事前的対応として、そのような事態に備えていわゆる不可抗力条項（不可抗力による障害に際して契約上の債務の拘束から解放し、不履行による責任を免責する条項）やハードシップ条項（想定外の事態による履行困難に際して、契約の終了または改訂をもたらす条項）が契約中に置かれることは、国際取引・国内取引を問わず広く見受けられるところである。今般のCOVID-19に際してそのような条項が適用されるか否かは、その条項の具体的内容および各事案における個別事情に依存することになるが、ここでは、国連の諮問機関であるICC（国際商業会議所）が国際取引における契約条項の起草に際して適宜参照され得るモデル条項として起草した不可抗力（force majeure）条項およびハードシップ条項を例として取り上げつつ、それらとパンデミックをめぐる問題について検討を行うこととする。

ICCの定める不可抗力・ハードシップに関するモデル条項は、1985年に起草されて以降は2003年に一度改訂されたのみであったが、2020年3月25日に新たな2020年版の不可抗力・ハードシップ条項が公表されている³。時期的には、まさにCOVID-19の世界的大流行の只中にての公表ではあったものの、内容的には、2017年から2019年にかけての委員会審議に基づいて2019年末に採択されたものであり、今般のCOVID-19をめぐる状況に即応した修正を行ったものではない。とは言え、この2020年版のモデル条項によってもCOVID-19に起因した契約上の障害に対応可能であると考えられていることには、疑いはない。2020年版における修正の趣旨に関しては、条項の簡素化および様々な企業のニーズに応じた選択肢の拡充への要請に対応したものと説明されており、具体的には、①不可抗力条項につき、従来の条項を詳細版（Long Form）とした上で、短縮版（Short

3 ICC Force Majeure and Hardship Clauses (March 2020).

Form) を新たな選択肢として追加した, ②不可抗力として推定される事由に関するリストの内容を簡素化した (ICC 不可抗力条項〔詳細版〕3条 a～g号), ③ハードシップ条項につき, 2003年版では再交渉が挫折した場合の第2次的効果として当事者に解除権を与える旨定めていたところ, 2020年版ではその効果として当事者に解除権を与えるか, 裁判官または仲裁人に契約改訂権限および解約権限を与えるか, 裁判官または仲裁人に解約権限のみを与えるかという3つの選択肢を用意した (ICC ハードシップ条項 3A～3C条), といった点を主な修正点として挙げることができる。

2. ICC 不可抗力条項におけるパンデミックの取扱い

さて, この ICC のモデル条項におけるパンデミックの取扱いに関しては, 2020年版による修正の前後を通じて, 不可抗力として推定される事由のリストの中にパンデミックは明示的には挙げられていない。すなわち, ICC 不可抗力条項 (詳細版) 3条に列举されている不可抗力事由⁴のうち, e号が「伝染病 (plague), エピデミック, 自然災害, または異常な自然現象」を挙げており, この伝染病またはエピデミックによって COVID-19 も包摂され得るものと解されている。この点, 2003年版の ICC 不可抗力条項 3条 e号では, 「天災 (act of God), 伝染病, エピデミック, 自然災害, その例として, 暴風, サイクロン, 台風, ハリケーン, 竜巻, 吹雪, 地震, 火山活動, 地滑り, 高潮, 津波, 洪水, 雷による損傷または損壊, 干ばつ」とされていたことと比較すると, 2020年版では自然災害に関する多数の例示列举が削除され, より簡素化されているものの, 感染症に関係する事由としては「伝染病, エピデミック」が挙げられているに過ぎない点は 2003年版と 2020年版において共通している。

エピデミックとパンデミックの違いについては, パンデミックの疫学上の定義として, 「国境を超えた極めて広い地域で発生し, かつ極めて多くの人々に通常影響を及ぼすエピデミック」と説明されていることが示す通り⁵, エピデミックの中で (特定の地域や集団にとどまらず) 世界的な規模で大流行しているものがパンデミックとして理解されている。具体的には, 2003年に流行した重症急性呼吸器症候群 (SARS) は 32の国と地域において症例が確認されたものなおエピデミックにとどまるものと考えられたのに対し, 今般の COVID-19 については, パンデミックに相当するとの宣言が 2020年3月11日に WHO によってなされている。このように, 両者の用語上の包摂関係を踏まえれば, ICC 不可抗力

4 ICC 不可抗力条項の短縮版でも, 2条 i～vii号において, 詳細版の3条において列举されているのと同様の不可抗力事由が規定されている。

5 Miquel Porta (ed.), *A Dictionary of Epidemiology* (6 ed., Oxford University Press 2014).

条項における「エピソード」にパンデミックも含まれると理解して差し支えないものと考えられる。

また、パンデミックへの対応として、経済活動や移動に対する国家権力による制限などによって契約の履行に障害が生じた場合には、ICC 不可抗力条項（詳細版）3条d号において不可抗力事由として列挙されている「権力的行為」や「法または政府の命令への服従」に該当し得る。パンデミックという事態の重大性・大規模性に鑑みれば、エピソードの場合以上に、国家権力による経済活動への制限等が行われる蓋然性は高いものと考えられ、実際に今般のCOVID-19に関しても、そのような事態が世界各国において生じている。このように、パンデミックそのものの影響だけでなく、それに対する国家的な対応に関しても不可抗力事由として把握されることが示すように、不可抗力やハードシップをもたらす事由については段階的・重層的な構造において理解されるべき点に留意が必要である。

3. ICC ハードシップ条項における法的効果のヴァリエーション

2020年版のICC ハードシップ条項における修正点として、その法的効果について3つの選択肢の中から当事者が選択して採用する形式が採用されていることは既に述べたところであるが（Ⅲ1）、その趣旨は、ハードシップの効果に関する当事者の多様なニーズに対応すること、特に契約の改訂という効果がもたらされることに対する一定の当事者の期待に応えることにある。すなわち、契約締結時に予見し得なかった事由によって履行が極めて困難となった場合（ハードシップ）につき、その第1次的効果として、契約改訂に向けた再交渉が当事者に義務付けられることに加え（ICC ハードシップ条項2条b号）、その再交渉によって契約改訂合意に至らなかった場合における第2次的効果として、契約の解消に加えて、裁判官または仲裁人に契約を改訂するように求める権利を当事者に与えるという効果が、本条項の定める効果に関する3つのオプションのうちの一つとして新たに提供されることとなった。

このように契約改訂権限を裁判官または仲裁人に与えることに関し、公式の注釈では、次のように説明されている。すなわち、当事者に代わって第三者が契約内容を適切に定めることは期待できないため契約改訂の選択肢は濫用の余地を生ぜしめる恐れがあるのではないかとの疑念はなお根強いと考えられるものの、特に長期契約などに関しては、契約を改訂することが危機的状況を回避するための唯一の方法となる場合があり、また契約改訂を求める権利はしばしば他方当事者にとって妥協的な解決への同意に対する強いインセンティブとなり得るため、契約の解消と改訂という解決方法の中から当事者が選択して採用

するためのオプションを提供することとした、とされている⁶。このように、ICC ハードシップ条項の効果に関する以上の取扱いは、ハードシップの効果として契約改訂を認めることに関しては積極・消極の両方向からの相反するニーズが存在していることを踏まえ、契約改訂の効果を含む条項を契約の起草に際して当事者が選択可能なオプションの一つとして提供することによって、そのような多様なニーズに応えようとしたものであったことが分かる。以上の経緯は、ハードシップが生じた場合における法的効果につき、特に契約改訂を認めるべきか否かについて、法律上の規定などにおいて一律に定めることの困難性・不都合性を窺わせる事象の一つとしても理解でき、またその観点は、日本の債権法改正において事情変更法理の明文化が断念されるに至ったこととも通じ得るものと考えることができる。

IV. 日本における事情変更法理をめぐる状況

1. 再交渉による事後的対応と事情変更法理の不要性

契約締結時には想定し難い異常な事態に対して完全な事前的対応を行うことが極めて困難であることは確かであるものの、そのような事態に際して契約改訂という効果を期待する場合には、その点に関して契約上明示的に取り決めておくことが当然ながら重要となってくる。しかしながら、日本の企業間取引においては、契約締結後に事情変更が生じた場合に関する取扱いを含め、当事者間で誠実に協議して解決する旨の誠実協議条項が定められることが多く、そのような協議を経ても当事者間で合意に至らなかった場合の取扱いについては明示的には取り決められていないことも少なくない。すなわち、詳細な契約を事前かつ明示的に締結するのではなく、契約自体は簡略なものにとどめた上で、契約後に問題が生じた場合には、裁判所に訴えることは極力回避して、当事者間の自律的交渉による解決をできる限り目指す、という契約慣行——いわゆる日本的取引慣行——が広く浸透しているとの指摘がかねてよりなされてきた⁷。また、近時の実証研究によれば、同種の取引を行う場合でも、取引相手が外国企業の場合においては完全合意条項（契約書に合意内容が完全かつ排他的に規定し尽くされていることを表明する条項）を含む詳細な契約書を用いる

6 ICC Force Majeure and Hardship Clauses 2020: Introductory Note and Commentary, p. 7.

7 日本の取引慣行に関する法学雑誌上の特集として、「日本の取引慣行をめぐる」ジュリスト 950 号 16 頁（1990 年）、「『日本の』取引慣行と法社会学」法社会学 47 号（1995 年）2 頁、「『日本の取引慣行』の実態と変容」商事法務 2142 号（2017 年）4 頁などを参照のこと。

一方、取引相手が日本企業の場合には完全合意条項に代えて誠実協議条項を定めた契約書を用いるといったように、取引相手が外国企業か国内企業かによって内容・性格の異なる契約書が使い分けられていることが多い、との指摘もなされている⁸。このように、日本の取引実践においては、契約締結の時点で事情変更に関するリスク配分について具体的かつ詳細に取り決めるという事前の対応ではなく、誠実協議条項などに基づいて行われる契約締結後の再交渉および契約改訂合意を通じた事後的対応によって、事情変更への対処が図られていることが窺われる⁹。

この点、事情変更法理をめぐることは、その適用に関し最高裁の判例においては極めて消極的な態度が示されていること¹⁰や、2017年の民法（債権法）改正に関する法制審議会民法（債権関係）部会での審議に際して事情変更法理の明文化について検討がなされたものの、これに対しては根強い反対意見があり最終的に明文化は見送られたこと¹¹などが示唆するように、事情変更法理の存在自体は理論的に承認されたとしても、それが実際に適用され活用されることはほとんど期待されていないように観ぜられる。もっとも、契約締結後の再交渉と自律的な契約改訂合意を通じた当事者による事後的対応が十分に機能する限り、詳細な契約を取り決めることによる事前の対応はもちろんのこと、法による他律的救済としての事情変更法理の適用にも特段の必要性が見出されないとしても、何ら不思議なことではない。今般のCOVID-19の大流行によって、既存の契約内容を維持することが一方当事者にとって極めて過大な負担となるような事態が生じていたとしても、再交渉を通じた自律的解決がまず模索され、また実際にその再交渉のプロセスを通じて多くの問題が解決され得るものと推察される。

2. 事情変更法理に関する4要件とパンデミック

実際上の取引実務における適用の必要性は措くとして、COVID-19に起因した履行障害

-
- 8 遠藤元一＝木下和明「取引実務の変容と取引基本契約」商事法務2142号40頁（2017年）、宍戸善一「『日本の取引慣行』の実態と変容：総論—取引当事者間の動機づけ交渉の観点から—」商事法務2142号11頁（2017年）。
- 9 以上につき、石川博康「契約上の危機と事情変更の法理—債権法改正審議の帰趨とその諸文脈—」東大社研＝玄田有史＝飯田高編『危機対応の社会科学（下）—未来への手応え—』（東京大学出版会・2019年）40頁以下を参照のこと。
- 10 事情変更法理の適用が最上級審において認められたのは、事情変更に基づく解除を認めたりーディング・ケースである大判昭和19年12月6日民集23巻613頁のみであり、最高裁においては、事情変更法理の適用が争われた全ての事案においてその適用が否定されている。
- 11 事情変更法理に関する法制審議会での審議の状況については、吉政知広「事情変更の法理」安永正昭＝鎌田薫＝能見善久監修『債権法改正と民法学Ⅱ：債権総論・契約（1）』（商事法務・2018年）449頁、石川・前掲注（9）35頁以下を参照のこと。

に関して、裁判所による事情変更法理の適用が当事者によって求められた場合には、①契約成立当時その基礎となっていた事情に変更があったこと、②事情の変更が当事者の予見しまたは予見し得たものでなかったこと、③事情の変更が当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたこと、④事情の変更により当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められること、という（判例の準則としての）4つの要件に基づいて、事情変更法理の適用の可否が判断される。この点に関し、下級審裁判例における要件判断では、帰責事由の有無に関する判断は予見可能性の有無に関する判断にほぼ全面的に従属しており、帰責事由の要件が事情変更法理の要件としてのその独自の排除機能をほとんど発揮していないことに鑑みれば、事情変更法理の要件において中心的な役割を果たしているのは、②の予見不可能性の要件であると考えられる¹²。

COVID-19に関する事案において事情変更法理の要件がどのように判断されるのかについては、個別の事情に基づいて具体的に判断せざるを得ないものの、予見不可能性の要件に関して言えば、予見の対象となる事情がCOVID-19の大流行それ自体となる場合には、予見不可能性の要件が充足されるのは必ずしも容易ではないように思われる。すなわち、2003年に発生したSARSの流行に際してアジア圏における経済活動に重大な影響が及んだことは既知の事実であり、WHOによりパンデミックに分類されたケースとしても比較的近時に2009年の新型インフルエンザの流行が存在するように、新たな感染症によるパンデミックが発生する事態はおよそ予見不可能とは言えないと評価される可能性がある。もっとも、従来の感染症の流行例と比較して、ここまで巨大な世界的規模でのパンデミックが発生することは予見し得なかったといったように、事情変更の「程度」に対する予見可能性の有無に焦点を当てることによって、予見不可能性の要件の充足が認められる余地はあり得る¹³。

他方、COVID-19の大流行それ自体ではなく、COVID-19への対応として、経済活動や移動が法令その他によって制限された場合においてそのような国家権力による制限を事情の変更として捉えた場合には、COVID-19の大流行を事情の変更とする場合よりも予見不可能性の要件の充足可能性は比較的高くなり得るものと考えられる。過去の感染症の流行例と比較しても、今般のCOVID-19におけるほどに経済活動等に対する国家的な制限が広範に及ぼされた例は乏しく、COVID-19の流行に伴うそのような強制的な措置までは予見し得なかったと評価される可能性は少なくない。もっとも、法令その他による制限に

12 以上につき、石川博康「最高裁判所民事判例研究（最判平成9年7月1日）」法学協会雑誌117巻1号127頁（2000年）を参照のこと。

13 このような事情変更の「程度」に対する予見可能性のロジックは、予見不可能性の要件の充足を認めるために下級審裁判例においてしばしば用いられてきたものである。

よって契約の履行が直接に妨げられる場合には、履行不能として扱われることになるため、その点では事情変更法理は限られた事案についてその適用範囲を有するに過ぎない。また、そもそも事情変更法理の適用に対して判例は極めて消極的であることを考慮すれば、予見不可能性の要件の充足が認められても、信義則上の不当性の要件などについてその要件の充足が否定され、結果として事情変更法理の適用が否定されることは十分に想定され得る。いずれにしても、パンデミックによる契約上の障害への対応に関し、事情変更法理が十分な役割を果たすことを期待するのは、現状では困難であることは否むべくもない。

V. パンデミックにおける契約改訂交渉をめぐる法的規律

1. パンデミックにおける契約改訂交渉と競争法上の規制

パンデミックに伴う事情変更によって契約上の重大な不均衡が生じた場合への対応として、事前の契約上の取り決めでも、事情変更法理による事後的介入でもなく、再交渉を通じた自律的な契約改訂合意の実現が中心的役割を果たすとしても、相手方に対する取引上の地位の優越性等を利用して事情変更に伴う不利益を一方的に押し付けるようなことは、競争法上の規制の対象となり得る。すなわち、既存の契約内容を改訂する合意は、独禁法上の優越的地位の濫用や下請法上の禁止行為による規制に抵触しない内容において行われなければならない。

この点に関し、2020年4月28日に公正取引委員会によって出された声明（「新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応について」）では、COVID-19の感染拡大に際して独禁法等に反する行為が横行しないように注意が促されており、例えば、COVID-19の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由として、中小・下請事業者に対する親事業者の受領拒否、買ったたき、不当な返品などの独禁法または下請法違反行為が起り得るところ、そのような違反行為については公正取引委員会として厳正に対処する旨表明されている。また、2020年3月10日の声明（「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について」）では、元来事業基盤が弱く収入の減少が生活基盤の悪化に直結し易い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限とするため、COVID-19の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由として個人事業主・フリーランスとの契約を変更する場合には、独禁法・下請法・下請振興法等の趣旨を踏まえた適切な対応を行うことなどが発注事業者に対して要請されている。もちろ

ん、パンデミックに際してこのような独禁法・下請法に抵触する行為が行われるおそれは、既存の契約内容を修正する場面に限られるものではないが、取引当事者間に地位の優越性等が存在する場合につき競争法上の規律を通じて契約改訂交渉に関する法的規制が行われていること、およびそれらの競争法による規制の実効性が確保されることは、契約改訂交渉のプロセスの適正化に関し重要な機能を担うものと考えられる¹⁴。

2. 契約改訂に関する協議条項の法的効力

契約改訂交渉をめぐる法的規律として、以上のような競争法上の規制が機能し得るほか、協議義務や契約改訂権限などに関して当事者が事前に取り決めた契約条項からも一定の規律が導かれ得ることは、多言を要しない。もっとも、契約改訂に関する再交渉が挫折した場合についての二次的な契約改訂権限について明示的に取り決められている場合は別として、単に契約改訂について誠実に協議を行うことのみが定められている過ぎない場合においては、契約改訂はあくまでも当事者の協議によってのみ実現され得るのであって、そのような協議条項からは契約改訂権限は導かれえないとする裁判例が少なくない¹⁵。

その一方で、個別の事案によっては、協議条項の解釈を通じて、契約改訂に合意すべき義務や契約内容の変更が認められる場合がある。その例として、東京地判平成6年3月31日判タ871号238頁では、ビル建設用地の売買契約における代金額変更に関する協議条項につき、相手方において契約改訂に合意すべき義務が認められた上で、契約改訂合意を行うことなしになされた当初の契約条件での代金の提供では、債務の本旨に従った履行の提供をしたものということとはできないとして、買主側からの解除の効力が否定されている。また、東京地判平成22年3月24日判時2094号63頁は、クレジットカードの発行に関する事業者間の契約におけるキャッシングロイヤリティの支払いに関し、「本契約におけるロイヤリティは諸般の情勢に変更がない限り有効とし、変更があった場合、第

14 なお、今般のCOVID-19のような甚大な規模のパンデミックに際しては、下請事業者だけでなく親事業者にも深刻な影響が生じ得ることに鑑みれば、親事業者・下請事業者ともに生き残ることができるように、当面の間は従来の下請法の執行方針を変更し緩やかな運用を行うことが必要なのではないか、との見解も示されており（村田恭介「優越規制との関係整理、新型コロナ蔓延化の留意点ほか：近時の下請法規制の傾向と対策」ビジネス法務20巻7号41頁〔2020年〕）、パンデミック下での下請法・独禁法等の運用に際しては、親事業者等の側の事情を含めた慎重かつ多面的な判断を要するものと考えられる。

15 建設工事請負契約における協議条項につき、協議条項からは契約改訂権限は導かれえないとしたものとして、東京地判昭和36年5月10日下民12巻5号1032頁、東京高判昭和48年6月25日判時710号59頁、横浜地判昭和50年2月7日判時792号73頁、東京高判昭和56年1月29日判タ437号112頁などがある。協議条項の効力をめぐる裁判例の状況につき、石川博康『再交渉義務の理論』（有斐閣・2011年）217頁以下、茂木鉄平「企業間契約における協議条項の法的効力」伊藤眞ほか編『石川正先生古稀記念論文集・経済社会と法の役割』（商事法務・2013年）643頁などを参照のこと。

13条を準用す。」との規定（なお、13条は、「本契約に定めない事項については、甲〔原告〕・乙〔被告〕協議の上決定するものとする。」と定める）が置かれていたところ、本条項の解釈として、諸般の情勢の変更があった場合にはまずは当事者間で誠実に協議を行い、協議を尽くしてもなお合意に至らないことが明らかになったときに初めてキャッシングロイヤリティに関する定めが失効することを定めたものと解するのが相当であると判示し、貸金業法等の改正による利息収入の大幅な減少などの情勢の変化があったこと等に鑑みてキャッシングロイヤリティに関する定めは協議が挫折した時点で失効するものと結論付けている。もっとも、後者の裁判例については、協議条項それ自体と言うよりは、その前段に置かれた「ロイヤリティは諸般の情勢に変更がない限り有効」とするという文言の解釈を通じて、契約内容の変更（失効）が認められたものに過ぎない。その点に関する留保は要するものの、本裁判例において協議条項およびそれに関連した条項の解釈を通じて契約改訂が実現されたことは、事情変更法理が判例上実際に適用されることを期待することが困難である点に鑑みれば、そのような事情変更に際して契約改訂結果を導くための限られた手段の一つを示唆するものとして、重要な意義を認めることができよう。

VI. おわりに

本稿では、パンデミックにより既存の契約関係に生じる深刻な影響に対応するための様々な方策について、それぞれ検討を行ってきた。給付金等による公的支援などは、確かにパンデミックの影響により困窮した当事者を救済するための重要な施策であるが、パンデミックにより契約上の重大な不均衡が生じた場合には、そのように契約当事者を直接・間接に支援することだけでなく、契約それ自体を救済すること、すなわち契約改訂により契約上の均衡を回復した上で契約関係を維持していくことが重要な課題となり得る点は、看過されてはならない。その重要性は、ICC ハードシップ条項に関する2020年の改訂において、ハードシップの効果として裁判官等による契約改訂が選択可能なオプションの一つとして追加されたことをめぐる経緯からも、窺い知ることができる。世界規模で極めて多くの人々を無差別に巻き込むパンデミックに際しては、契約改訂合意の実現に向けても平時とは異なる特別の考慮が求められることになるが、契約改訂を支えるための法的枠組¹⁶が十全に機能し、もって契約が適切に救済されることが切に期待される。

16 契約改訂プロセスの法的整備・支援のための方策としては、本稿で言及した競争法上の規制のほか、契約上または法律上の契約改訂に関する規定等の解釈を通じて、当事者に再交渉義務を課すことが考慮され得る。再交渉義務の機能や具体的内容等に関しては、石川・前掲注（15）を参照のこと。